

学則（抜粋）

○大東文化大学学則（昭和37年4月1日制定） ※令和5年4月1日改正案

第1章～第9章 （省略）

第9章 教職特別課程 （教職特別課程）

第43条 本大学に、教職特別課程を置く。

2 教職特別課程に関する事項は、別にこれを定める。

○大東文化大学教職特別課程履修生規程（制定案） ※令和5年4月1日改正案

（趣旨）

第1条 この規程は、大東文化大学学則（以下「学則」という。）第43条に規定する教職特別課程を履修する者を教職特別課程履修生と称し、それに関する必要な事項を定める。

（修業年限・定員）

第2条 本学に修業年限1年の教職特別課程を置き、入学定員は50名とする。

（入学資格）

第3条 教職特別課程履修生として入学できる者は、学士の学位を有し、教育職員免許法に定める教科に関する科目の単位を20単位以上修得している者、又は教科に関する専門的事項を修得しているとみなされる者とする。

（入学の時期）

第4条 入学の時期は学年の初めとする。

（教育職員免許状）

第5条 教職特別課程履修生が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種	国語、理科、保健体育、英語
高等学校教諭一種	国語、理科、保健体育、英語

（資格審査）

第6条 教職特別課程履修生として入学を志願する者は、出願の前に第3条の入学資格を満たしているかどうかについて審査を受けなければならない。

2 前項の審査を受けようとする者は、資格審査料を添えて、審査を受けようとする科目の単位を修得した大学の卒業証明書、成績証明書その他必要な書類を提出しなければならない。ただし、本学を卒業した者は資格審査料を免除する。

3 納入後の資格審査料及び提出した書類は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

4 審査は書類審査とする。ただし、必要に応じて面接を行うことがある。

（入学の許可）

第7条 入学を志願する者は、入学検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。ただし、前条の審査受審の同年に入学を志願する者は、審査の際に提出した書類については提出を省略することができる。

- (1) 入学願書（本学所定の用紙による）
- (2) 出身大学の卒業証明書

- (3) 出身大学の成績証明書
 - (4) 戸籍抄本又は住民票
 - (5) その他指定する書類
- 2 納入後の入学検定料及び提出した書類は、理由の如何を問わずこれを返還しない。
 - 3 選考方法は原則として書類審査及び面接とする。ただし、面接は省略することができる。
 - 4 志願者については、教職課程センター専任教員による考査のうえ選考を行い、教職課程センター管理委員会の議を経て学長が入学を許可する。
 - 5 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金及び授業料等を納めなければならない。

(入学金、授業料等)

第8条 入学金、授業料その他の納入金は別表に定めるところによる。

- 2 前項の納入金はそれぞれ所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 納入後は理由の如何を問わずこれを返還しない。ただし、納入後、教職特別課程履修生としての入学年度に教育実習には臨まず、その翌年度以降に科目等履修生として教育実習に臨む場合には、教育実習費に限り再度の納入を免除することができる。

(授業等の開設・履修)

第9条 開設する授業科目、単位数及び必修・選択必修・選択・自由の別は、次の通りとする。

授業科目	単位	必修 単位	選択必 修単位	選択 単位	自由 単位
教職科目					
教科教育法（国語）1 A	2				2
教科教育法（国語）1 B	2				2
教科教育法（国語）2 A	2				2
教科教育法（国語）2 B	2				2
教科教育法（理科）A	2				2
教科教育法（理科）B	2				2
教科教育法（理科）C	2				2
教科教育法（理科）D	2				2
教科教育法（保健Ⅰ）	2				2
教科教育法（保健Ⅱ）	2				2
教科教育法（体育Ⅰ）	2				2
教科教育法（体育Ⅱ）	2				2
教科教育法（英語）基礎A	2				2
教科教育法（英語）基礎B	2				2
教科教育法（英語）応用A	2				2
教科教育法（英語）応用B	2				2
教育学概論	2				2
教師論	1				1
教育法・行政	2				2
教育心理学概論	2				2
特別支援教育（介護等体験の指導を含む。）	2				2
教育課程論	1				1
道德教育論	2				2
特別活動論・総合的な学習の理論と指導法	2				2
教育方法・情報通信技術活用論	2				2
生徒指導論（進路指導を含む。）	2				2
教育相談（カウンセリングを含む。）	2				2

教育実習 1	1				1
教育実習 2 (中学)	4				4
教育実習 2 (高校)	2				2
教職実践演習 (中高)	2				2

2 教職特別課程履修生は教職課程に所属し、指導を受けることができる。

3 教職特別課程履修生は、各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等を履修しなければならない。

(履修の継続)

第 10 条 教職特別課程履修生が、第 2 条に定める修業年限を超えたあと、継続して教育職員免許状の取得に必要な授業科目の履修を希望するときは、改めて科目等履修生としての審査を経てその入学を許可された場合に、所定の入学手続をすることにより、科目等履修生として当該授業科目を継続して履修することができるものとする。

(学則等の準用)

第 11 条 教職特別課程履修生には、本規程のほか学則及び学内諸規程を準用する。

(細則)

第 12 条 本規程に規定するもののほか、本規程の実施に必要な細則は別に定める。

(改正手続)

第 13 条 本規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表

資格審査料	20,000 円 ただし、本学を卒業した者は免除
入学検定料	35,000 円
入学金	50,000 円 ただし、本学を卒業した者は免除
授業料 (教育実習費含む)	330,000 円
介護等体験費用	12,000 円 中学校免許取得希望者のみ